

順天府档案に見える青苗会 —前近代中国の国家による社会支配の一側面—

伍 躍

目次

- 一、看青行為の普遍性と必要性
- 二、青苗会内部紛争の解決と国家権力
- 三、青苗会の業務遂行と国家権力
- 四、むすびにかえて

キーワード：青苗会、順天府档案、前近代中国、社会支配、中間団体

中国の農村においては、農作物への被害を防ぐための看視慣行を「看青」という。その看青は、個人によるものもあれば、組織によるものもあった。後者の関連事務を司る組織は青苗会であった。青苗会は、看青をする者の選定、看青のための費用の徴収管理よりスタートした季節性のある任意組織であり、のちに華北地方の一部の郷村における公共事務ないし衙門に割り当てられた事務を担う組織になった。

青苗会に対する研究は、約70年以上も前にさかのぼることができる。戦時中から戦後にかけて、日本の学界における青苗会研究の目的の一

つは、中国社会の構成原理とその社会の構成員の行動原理を追求し、中国社会の特質について明らかにしようとする、ということにあった。そのため、1940年から1944年にかけて実施していた華北農村慣行調査において、郷村中の協同関係を含む農村の実態を把握することに努めていた。たとえば、調査項目のなかに、「村民の共同防衛及び産業上の共同作業に於ける協同—協働する事柄と範囲、誰の発起によるか、協同の強制殊に違反者の制裁」、のようなものがあった¹。

当該調査に参加し、その成果として刊行された『中国農村慣行調査』を利用して、旗田巍は青苗会を研究して一連の論考を公表した。「中国社会の歴史的性格」の解明を目標とする彼は、看青の発生発展過程、看青における協同関係の諸形態について詳細な分析を行い青苗会の活動を明らかにした。うえ、青苗会が行う協同をいわゆる村落共同体と異なる「合理的打算」に基づく「生活の一面において結ぶ」「消極的共同」である、との認識を示した²。ほかに、福武直は社会集団の1つとして、清水盛光は中国農村にあった「通力合作」の1例と

¹ 中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』（東京：岩波書店、1981年）、第1巻、第44頁。戦時期、日本人学者の華北認識について、内山雅生「戦時期日本の中国農村研究と華北」、本庄比佐子ら編『華北の発見』（東京：汲古書院、2014年）、第177-199頁。青苗会研究に関する学術史について、張思『近代華北村落共同体的変遷—農耕結合習慣の歴史人類学考察』（北京：商務印書館、2005年）、第1-54頁；祁建民『中国における社会結合と国家権力—近現代華北農村の政治

社会構造』（東京：お茶の水書房、2006年）、第3-26頁を参照されたい。

² 旗田巍『中国村落と共同体理論』（東京：岩波書店、1973年）、序に代えて、第v-viii、3-49、175-232頁。

³ 福武直『中国農村社会の構造』（東京：東京大学出版会、1976年）、第96-192、490-494頁。清水盛光『中国郷村社会論』（東京：岩波書店、1983年）、第560-598頁。

⁴ 内山雅生『現代中国農村と「共同体」』（東京：御茶の水書房、2003年）、第57-110、163-217頁。

して、青苗会を取り上げ分析した³。戦後、内山雅生は『中国農村慣行調査』の資料に加えて、自ら現地で行った追跡調査から得た資料をも利用して、20世紀後半に至るまでの看青慣行を研究した⁴。これらは、いずれも慣行調査を実施した民国期ないしそれ以後の青苗会の実態を中心に行った研究であった。

日本の学界において、小田則子は清代の順天府档案を先駆的に利用して青苗会問題を研究した。1995年より公表した一連の論考は、清代嘉慶年間以後の青苗会の組織とその機能の変化、とくに19世紀の華北地域にあった労役負担方法の変化と青苗会役割の変化との関係をはじめて明らかにした⁵。

民国期、中国人学者、とりわけ社会学者たちが慣行調査より早く行ったフィールドワークにおいて、青苗会組織に触れていた⁶。1980年代以後、中国学界においては、看青という農業社会の慣行についての研究もあった。その大半は、いわゆる「国家と社会」「鄉村自治」という文脈のなかで展開された。王福明は順天府档案を利用して、青苗会が負担する看青業務と衙門労務のほか、廟産管理と道路工事などをも担当したと指摘した。彼は旗田巍が提示した青苗会が清末民初に官庁の命令によりつくられたという仮説に対し、档案資料をもとに反論したほか、青

苗会の性格を官庁の直接支配を受けない「民間自治組織」であったとの見解を示した⁷。楊念群は青苗会が単純な看青組織から複雑な行政組織へ変化していく軌跡を追った⁸。張思と周健は、順天府档案の資料を利用して、農作物の盗難を防ぐ青苗会の歴史を清嘉慶十一年（1806）までにさかのぼったほか、青苗会が担う看青と村落自治の業務内容を明らかにして、「自発的に成長してきた民間組織が社会の末端における国家の施政道具」へ変身したと指摘した⁹。

筆者は看青と青苗会の問題については、なお検討する余地があると考えている。まずは、青苗会組織の発生の問題である。これまでの研究では、青苗会を所与の事実として議論を展開してきた。しかし、青苗会が負う農作物の看視、すなわち財産の保護という行動に対し、近代以前の中国国家がどのような態度で臨んでいたのか、なぜ民間が自らの力で自らの財産を看視したのか。本稿においては、まずこの問題に触れたい。第二は、青苗会という組織の維持問題である。それは、青苗会が看青をはじめとする諸般の業務を遂行する、言い換えれば民間の「協同」の事業を行うに際して、組織としてはいかに維持することができたのか、その維持に際して国家に対し如何なることを求めたのか、および国家はその組織の維持運営に対し如何なる役

⁵ 小田則子「清代の華北農村における青苗会について—嘉慶年間以降の宝坻県の事例より」、『史林』、第78巻1号、1995年1月、第88-96頁；同「清代華北における差徭と青苗会—嘉慶年間以後の順天府宝坻県の事例」、『東洋史研究』、第58巻3号、1999年12月、第110-144頁。

⁶ たとえば、李文海主編『民国時期社会調査叢編（一編）・社会組織卷』（福州：福建教育出版社、2014年）に収録した喬啓明ら「安徽宿県原有鄉村組織之概況」（第46-63頁）、張中堂「一個村莊幾種組織的研究」（第64-91頁）；同『鄉村社会卷』（福州：福建教育出版社、2005年）に収録した万樹庸「黄土北店村社会調査」（第78-92頁）、蔣旨昂「盧家村」（第170-237頁）；同『叢編（二編）・社会組織卷』（福州：福建教育出版

社、2009年）に収録した梁禎「解口村大秋青苗会之概況」（第77-85頁）などがあげられよう。初刊情報については同『叢編』にて確認されたい。ほかに、王宗培も浙江省衢州の青苗保護会を紹介した。王宗培『中国之合会』（上海：中国合作学社、1935年）、第93-95頁を参照されたい。

⁷ 叢翰香主編『近代冀魯豫鄉村』（北京：中国社会科学出版社、1995年）、第92-101頁。

⁸ 楊念群「華北青苗会的組織結構與功能演變—以解口村、黄土北店村等為個案」、『中州学刊』、2001年第3期、2001年5月、第138-142頁。

⁹ 張思・周健「19世紀華北青苗会組織結構與功能變遷」、『清史研究』、2006年第2期、2006年5月、第39-51頁。

割を果たしたのかなどといった問題である。最後に、青苗会という組織の性格について私見を述べたい。

一、看青行為の普遍性と必要性

財産の安全を盗難や強盗から守るということは、いかなる社会においても、財産秩序を含めて安定した社会秩序を保つうえで、非常に重要な意味をもつことであるに違いない。我々がいう窃盗というのは、人類史上もっとも古い罪名の一つであった。古代中国の荀子は、「盗」を「貨を窃す」行為だと説明している¹⁰。戦国時代の秦国では、金額「一銭」未満の「桑の葉」を盗んだ場合、「貨徭三旬」すなわち約30日間の懲役に処する法律があった¹¹。こうした刑罰の背後には、安定した財産秩序を維持しようとする国家の意志があったと考えられる。言うまでもないが、こうした国家の意志は社会からの要望と一致するものであったに違いない。

農業社会においては、土地からの収入は富の源である。自然災害や動物による被害はともかく、成長期の作物を踏みにじり、他人の畑や田んぼに家畜を放牧し、灌漑用の水道を故意に破壊し、収穫間際の作物を盗むなどのような人為的な破壊行為は、辛勞して収穫を期待している農家にとって非常に大きな打撃であるに違いない。その被害により、農家の生計そのものが立たなくなる恐れがあり、言わば国家の賦税基盤と社会秩序を動揺させるような行為であった。

農家の収入源を被害や盗難などから守るため、中国歴代王朝が立法措置をとっていた。唐

の時代の法律では、

諸於官私田園、輒食瓜果之類、坐贓論。棄毀者、亦如之。即持去者、準盜論。

とし、自分所有以外の田園の農産物を無断で食べたり、捨てたりする行為を「贓罪」、勝手に持ち出す行為を「盗罪」として処される、という¹²。

これを継承した『大清律』には「擅食田園瓜果」と「盗田野穀麥」の条項がある¹³。

凡於他人田園擅食瓜果之類、坐贓論。棄毀者、罪亦如之。其擅將去及食、…加二等。

凡盜田野穀、麥、菜、果及無人看守器物者、並計贓、准竊盜論、免刺。

要するに、畑や田んぼにある農作物は、それぞれの所有者がいるため、その許可を得ず勝手に食べたり、持ち出したりするような行為は、当の所有者の権利への侵害である。故に、違反者は「窃盗」犯として処罰されるのである。

行政の第一線にいた州県の官僚も農民に対し、他人の物を盗む意識を生じてはならないように説教した。たとえば、嘉定五年（1212）春、富陽知県の程瑛が「勸農文」を出し、貧しいものに対し、つぎのように説諭している¹⁴：

貧人当知分定、…勿萌偷竊他物之念、常思官法壞我肌体。

とあり、自らの身分をわきまえ、他人の物を盗んだ意識があってはならない、という内容である。

明代の呂坤は民衆を説諭する際に、してはならない「悪行」として、「盗搶成熟田禾」「縦放生畜踐他人田禾」などを挙げている¹⁵。乾隆七年（1742）十月、江西布政使の陳弘謀が『訓

¹⁰ 安小蘭訳注『荀子』（北京：中華書局、2007年）、第21頁。

¹¹ 睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（北京：文物出版社、1990年）、第95頁。

¹² （唐）長孫無忌等、劉俊文点校『唐律疏議』（北京：中華書局、1983年）、卷二七、雜律・食官私田園瓜果、第516頁。

¹³ 張榮錚ら点校『大清律例』（天津：天津古籍出版社、

1993年）、卷一〇、第215-216頁；卷二四、第400頁。

¹⁴ （宋）程瑛『洛水集』（台北：台湾商務印書館、1983-1987年、影印文淵閣四庫全書第1171冊）、卷一九、壬申富陽勸農、第455-457頁。

¹⁵ （明）呂坤『實政錄』（台北：文哲出版社、1971年、影印清嘉慶二年八世姪曾孫呂晉安刊本）、卷五、郷甲約、第701、710頁。

俗遺規」を刊行させた。そのなかに収録した「宝善堂不費錢功德例」には下記のような金銭のわからない「功德」が載っている。

不藉主人勢縱放六畜殘隣田禾苗

不忌隣田禾苗茂盛妄生殘害

不借口隣田六畜殘毀禾苗唆主人詐害

犁車牛路不凶超近踐人禾苗

とあり、いずれも隣人の畑や田んぼの「禾苗」を荒らしてはならない、という内容である¹⁶。

法律の規定ないし道徳的説教にもたらされた効果について評価するのが難しい。他人の田園瓜果を勝手に食べ、他人の田んぼにあった作物を盗む行為は、相手側に傷をつけることさえなければ、たとえ現行犯として逮捕されたとしても、それほど厳罰の対象ではなかった。低コストないしゼロコストの犯罪である故に、他人の農作物に害を加えることは多発していたに違いない。たとえば、乾隆五十八年（1793）、巴県廉里九甲では、「不法賊匪」による「偷窃拘摸」をするような微罪などが多発する、との報告があった。嘉慶十年（1805）、巴県廉里一甲では、所有者の許可を得ず、他人の「柴薪竹木」を恣意に「砍伐」した者がいた、という¹⁷。道光年間、山東省濟寧直隸州東郷の「土民」が「郷約条規二十七則」を「公呈」した。その禁止事項のなかに「潑婦聚衆、搶奪禾稼」、すなわち無理を通そうとする女たちが集まって、農作物を奪う、という記載が見える¹⁸。

訴訟コストや損得のことを考えれば、通常、農

作物を盗む程度の事案が提訴されることはめつたになかった。現在、資料として残っている他人の農作物を盗む案件の大半は、単純な窃盗案件ではなく、その窃盗に起因する傷害致死案件であった。

たとえば、乾隆五十七年（1792）に刑部が作成した1つの「説帖」には、3つの「擅食田園瓜果」案件、つまり、趙文科が張大元の畑にある「柿果」を盗んだ程壬午を殺害した案件（河南省）、武小孟が彼の田んぼの豆を盗みに来た劉仰兒を殺害した案件（陝西省）、および鄧玉書が自分の梨園から梨を3つ持ち出した13歳の温水子を殺害した案件（江西省）があった¹⁹。また、血縁的つながりの強い中国の村落社会において発生した農作物窃盗案件の一部は、親族間の犯行であった。道光元年（1821）、周亜木は無服族弟周潮位のサツマイモを盗みに行って発覚されたため、その周潮位を殺害した（広東省）、という²⁰。道光三年（1823）、方高に雇われて「看禾」をした黄遠信と黄遠成は、盗みに来た方応世を発覚した。双方が殴り合いをした結果、方応世はナイフで黄遠信を殺害し、黄遠成を負傷させた（広西省）、という²¹。

単純な「擅食田園瓜果」「盗田野穀麦」のような窃盗案件は通常、「小事」と見做された。明代初年の司法裁判の現場においては、それらは地方官が審理する事案ではなく、里老人が審理する事案として定めていたのであった。朱元璋は「教民榜文」のなかで、「民間戸婚田土、鬪毆相争、一切小事、須要經由本里老人里甲斷決」、と

¹⁶（清）陳弘謀『訓俗遺規』（上海：上海古籍出版社、1995-2003年、続修四庫全書第951冊影印清乾隆七年刊本）、巻四、熊勉菴宝善堂不費錢功德例、第221頁。この「功德例」は様々なバージョンがある。たとえば、余治『得一録』（合肥：黄山書社、1997年、官箴書集成影印清同治八年蘇城得見齋刊本）巻一六所載のものがある。字句の違いがあるが、紙幅の関係で省略する。

¹⁷ 四川大学歴史系・四川省档案馆編『清代乾嘉道巴県檔案選編』（成都：四川大学出版社、1996年）、下冊、第

276-277頁。

¹⁸ 『（道光）濟寧直隸州志』（清咸豊九年刊本）、巻三、風土、第29b頁。

¹⁹（清）祝慶祺等編、史春風等点校『刑案匯覽三編』（北京、北京古籍出版社、2004年）、刑案匯覽、巻七、第242-243頁。

²⁰ 同注19前掲書、巻一八、第647頁。（清）許槿等編纂、何勤華等点校『刑部比照加減成案』（北京、法律出版社、2009年）、巻七、第79頁。

²¹ 同注19前掲書、巻一八、第651頁

規定している²²。つまり、これらの「小事」は「老人里甲」による「断決」の対象であった。

少なくとも、この規定は明代の弘治年間になってなお機能されていたように見える。弘治年間、温州府知府だった文林は、「温州府約束詞訟榜文」のなかで里老人の「聴訟」つまり審理の範囲について、婚姻、田土、鬪毆、争占、失火、窃盗、罵詈、賭博、銭債、擅食田園瓜果、棄毀器物稼穡、卑幼私擅用財、私宰耕牛、畜産咬傷人、均分水利、子孫違反教令、師巫邪術、六畜踐食禾稻と規定している。そのうち、「擅食田園瓜果」の審理は、十五日以内で「帰結」しなければならないとされている²³。

明代中期以後、老人制が形骸化されたのを受けて、保甲や郷約がもつ社会秩序を維持する役割がより重要になってきた。呂坤は郷約や保甲による治安対策の一つとして、他人の家畜や農作物を盗んだ人の住宅の前に「做賊某人」の木牌を掲げるという窃盗犯の実名公表する措置を提案した²⁴。明末の日用類書のなかにも、農作物の盗難防止に関する地域社会の合意事項としての「約」のサンプルが収録されている²⁵。こうしたことから、財産の秩序をはじめとする社会秩序の維持に対する官と民の意識が読み取れよう。

ただ、これらの措置は、いずれも事後の処罰であった。しかも、社会秩序維持の責任を負う地方官にとって、このような案件は優先的に処理する事案ではなかった。福建布政使潘体豊は雍正帝への上奏文のなかでこう報告している²⁶。

窃惟息盜則民安、而安民莫先於弭盜。地

方中但有窃盜、不論所失財物之多少、皆為民害。凡諱盜不報、定例原無分於強窃、且扣限六個月完結、遲則例有處分、法至善也。閩省雖設有循環環簿、按季填注報查。乃各州縣惟於窃盜情重、贓數多者、始具通詳、填入簿內。其贓數無幾、如掏摸鼠窃、盜乘偷牛之類、率多悠忽漠視、匿不申報填注、亦不嚴行緝拿。是以贓賊之有無、拿獲是否依限完結、上司無憑稽查、每致踈縱養奸、而宵小未能悉除。

つまり、福建省においては、州県の地方官は被害金額の多い窃盗案件だけを「通詳」を出し報告するが、盗みや穀物や牛などの盗難について申告も取締もしようとしな、と。これは、おそらく福建省だけのことではないと考えられる。興味深いのは、徹底した取り締まりと報告を提案したこの奏摺に対する「似此奏者甚多、不通之至」、すなわち似たような提案をする上奏文が多いが、まったく意味のないものだ、との殊批から、いわゆる軽犯罪への皇帝の関心は決してそれほど高くないということがわかる。

結局、より積極的に農作物を盗難から防ぐ措置として、民間人が自ら考え出したのは人間による看視であった。実は、法律や道徳、ないし防范設備より人間による作物看視が効果的である、ということは、現在の日本においても同じである。農作物の盗難に悩まされる（伍案：摘発率11%）農林水産省が作成した資料によれば、最も効果的盗難防止策は「パトロール」（33%）で、その次は「複数組織が連携して防犯対策を実施」（23%）であったことがわかる²⁷。中国に

²² (明) 朱元璋「教民榜文」、『皇明制書』（東京：古典研究会、1966年）、上冊、第467頁。

²³ (明) 文林『文温州集』（済南：齊魯書社、1994-1997年、四庫全書存目叢書集部第40冊影印明刊本）、巻七、第338頁。

²⁴ (明) 呂坤『実政録』、巻五、郷甲約、第650頁。

²⁵ 『新刻全補士民備覽便用文林匯錦万書淵海』、巻九、民用門、四民便用。未見。陳学文「明代中葉以来農村的

社会管理一以日用類書の記載来研究」、『中国農史』、2013年第1期、第70-78頁より。

²⁶ 『宮中档雍正朝奏摺』（台北：国立故宫博物院、1979年）、第17冊、第273-274頁。

²⁷ 農林水産省生産局園芸作物課「農作物の盗難の実態と対応策」（東京：農林水産省、2019年）。ちなみに、防范設備による効果はわずか20%であった。

長年にわたり滞在了宣教師のA・H・スミスがかつて指摘した「すべての人が、すべての物を見張らなくてはならない」ということの因は、ここにあると考えられよう²⁸。

旗田巍は、看青の発展過程を四段階、つまり「看青を必要としなかった時代」「個々の農家が看青した時代」「光棍・土棍の私的看青する時代」「村民協同して看青する時代」とのよう考えている。「看青を必要としなかった時代」とはどのような時代なのかについては、旗田巍は説明していなかった。生産資材を含む私有財産の看視という視角からすれば、看青を昔からあったかなり普遍的な行為であったと言えよう。清水盛光が明清時代の地方志などの資料を利用して、河南・吉林・山東・河北・山西・浙江・綏遠、湖北などの看青について紹介し、組織的な看青について「土地が連続的に擴がつてゐるところに於てのみ可能である」、とも指摘した²⁹。ほかに、元の時代の上海近郊でも看青があった。

元の時代、下砂場（現上海市浦東新区航頭鎮下沙居委会）における塩生産に不可欠な燃料＝葦を確保し、「人牛による踐踏」を防ぐ方策として、「人を雇い看守させる」「看青」という慣行があった³⁰。当時の下砂場では海水を煮詰めて塩をとりだす方法で塩を生産した。そのため、燃料としての葦を確保する手段として「看青」が取り入れたのである。農作物を盗難から守るための看青ではないものの、大切な生産資料イコール財産を守る点においては、両者は同じであると言えよう。

明末広東の資料からも農作物を看視する慣行

の存在が確認できる。広州府推官だった顔俊彦はかつて、府下の香山県（現広東省中山市）や順徳県（現広東省仏山市順徳区）では収穫前のお米を強奪する「風習」があったと指摘した。このような地域においては農作物の看視に際して、人を雇うケースがあった。たとえば、霍贊廷は「生員の嚴廷衡」に雇われた「守禾人」であった³¹。一方、組織されたものもあった。広東省恵来県の龍村には、明清時代以来、「守菁団」がある。菁首2人のもと、菁丁20名がいる。村民たちは、農地面積に応じて、1畝あたり「穀1斗」の基準で会費を納付し、菁首と菁丁の報酬は年間「穀4石」であった。この「守菁団」の役割の一つとしては、「村民の財産を保障する」ことにあり、事実上、青苗会に似たようなものである³²。

清代の前期にも似たような事例があった。康熙三十七（1698）年八月初六日、直隸の王二、魏常吉、崔浩然らと一緒に成熟して収穫を待つ高粱を看視した。その日の夜、劉起祥は棒をもって高粱を盗みにやってきた。彼は看青の王二らによる取り締まりに抵抗した末、殺されてしまった³³。嘉慶初年、直隸保定府完県籍の馬二疤は秋の収穫シーズになると、雇われて看青をして生計を立てていた。その間、同じく看青をする深州籍の田二という男と知り合った。嘉慶五年（1800）七月十三日、二人は看青しているところ、たまたまそこを一人で通過する曹二小の妻曹任氏を強姦しようとして反抗され、その曹任氏を殺害した³⁴。光緒年間、宝坻県孝行里王卜荘の寡婦張孟氏は、収穫したばかりの麦が

²⁸ A・H・スミス（仙波泰雄ら訳）『支那の村落生活』（東京：生活社、1941年）、第194頁。

²⁹ 清水盛光『中国郷村社会論』、第560-598頁。

³⁰ (元) 瞿守義『熬波図』（台北：台湾商務印書館、1982-1986年、影印文淵閣四庫全書第662冊）、巻下、第342頁。

³¹ (明) 顔俊彦『盟水齋存牘』（北京：中国政法大学出版社、2002年）、第112、501頁。

³² 林緯「龍村社会調査」、程煥文ら編『民国時期社会調

査叢編（三編）・嶺南大学與中山大学卷』（福州：福建教育出版社、2014年）、第507-508頁。ここでいう「菁」とは、食用のカブのことである。

³³ (清) 湯居業編『本朝統增則例類編』（清康熙五十二年刊本）、刑部、窃盜、第13b-14a頁。

³⁴ (清) 全士潮ら編『駁案統編』、巻三、強姦未成聽從加功致死本婦。何勤華ら点校『駁案匯編』（上海：法律出版社、2009年）、第661-663頁。

陳大山に持ち去られてしまったとして県の衙門に訴えた。それを受けて、宝坻県側が喚問のため「火票」を出し、両造の出頭を命じた。王卜荘には青苗会の有無について確かめようがないが、仮にあったとしても、張孟氏が「個々の農家」の1つとして自ら看青をした、ということが考えられる³⁵。

このように、看青とは農業社会における生産慣行の一つとして前近代中国においてかなり普遍的に存在していたこと、旗田巍が言う「個々の農家」による看青、「私的看青」と「村民協同して看青」は段階的ではなく、同時に存在していた可能性が非常に高いこと、その「看青を必要としなかった時代」は少なくとも戦国時代以前に遡れることなど、と考えられる。もう1つ看過できないのは、保甲組織による看青である。浙江省衢州府は明代天啓年間に実施した保甲の規定には、パトロールの任務として「刈菜蔬、盜瓜果、烹鷄犬、敗田苗、事至微少者、…或許量罰」、つまり他人の野菜・果物・鷄犬を盗み、農作物を荒らした軽犯罪をした者に対し、その犯行の内容に鑑み処罰を与える、という内容があった³⁶。

二、青苗会内部紛争の解決と国家権力

これまでの青苗会研究ですでに明らかされたように、いわゆる「村落共同体」の仮説が打ち壊されることになった。しかし、「村落共同体の不在論は、伝統中国における共同性全般の不在論や近隣性の持つ意味の全面否定論ではない」という点は注意しなければならない。中国農民も生産と生活の為に様々に助け合っていたし、またその互助的結合の形成に際して空間上の遠近が意味を持たなかった訳もない³⁷。ここで検

討したいのは、合理的打算に基づく青苗会が「互助的結合」の組織がどのようにその存立を維持してきたのか、という問題である。つまり、青苗会による「互助的結合」を行うに際し、齟齬や対立があったに違いない。そうしたなかで、青苗会の構成員を含む伝統中国の人々はいかにそれを解決し、その「互助的結合」を維持することができたのかについて明らかにしたい。以下では、青苗会の会費を例に見てみよう。

旗田巍は『中国農村慣行調査』の資料をもとに青苗会費の概要について紹介して分析を加えた。雇われた看青の者への工賃支払いが発生した以上、青苗会は運営コストをはじめとする経費を調達しなければならない。その会費を負担するのは、村によって異なるが、基本的に土地を所有し、その土地の看青を青苗会に依頼する者であった。従来の研究では、会費をめぐる青苗会内部のトラブルについてほとんど言及しなかった。以下では、順天府档案の資料を利用して、青苗会費をめぐるトラブル、およびその解決方法について検証してみよう。

事案A

道光十四年（1835）十二月、宝坻県得義里角甸荘の青苗会会費の用途めぐり、村民の楊宗起らは運営を担当した青苗会首事人の楊万良、楊讓、康九恩、許文奎（村の牌頭許万発の父）、許文舉、馬瑞生（村の甲長を兼務）、康洪吉と対立した。

対立の引き金は、青苗会費用の使途と帳簿公開の有無にあった。原告の楊宗起は、道光十三年（1833）六月十八日に「青錢」つまり会費を「東錢四吊」を納めた。彼は、その年、青苗会が集めた会費1,030吊のうち、実際に使ったのは500余吊で、その残りは首事たちに着服された、と主張した。そのため、彼は楊福順と一緒に、

³⁵ 順天府档案、第153卷、第104。

³⁶ 『(天啓) 衢州府志』(明天啓二年刊本)、卷一六、政事、保甲、第32b-33b頁

³⁷ 寺田浩明『中国法制史』(東京：東京大学出版会、2018年)、第101-103頁。

会費を着服したとして、首事の許文挙らが衙門に訴え、「不公」をした首事たちを罷免し、青苗会事務をほかの「妥人」にしてもらうようと要望した。知県は、郷保に対し調査して調停するよう命じた。

ちょうどそのころ、角旬荘は「東錢三十吊」で「更夫」を雇うことになった。その費用は、いったん青苗会の首事たちが立て替えをし、のちに「門戸」単位で分担してもらうこととなっていた。十二月十一日、甲長の馬瑞生と牌頭の許万發、および青苗会の首事たちはその「更夫工賃」の分担金を集金に行き、楊宗起に対し「五百錢」を負担するよう求めたが、双方が口論となり、互いに「殴られた」と主張して衙門へ赴き提訴をした。

十二月十六日、知県の審理があった。村の関係者は、青苗会の青錢の詳細について、道光十二年（1832）分の決算を公表したが、楊宗起らが着服したのではないかと疑っている十三年分の公表が確かになかったと証言するほか、楊宗起が問題にしている道光十四年（1834）分については、公表はあったが、その翌日になって張り出された決算書が誰かにより剥ぎ取られてしまった、と説明した。それを受けて、知県は原告被告および村の関係者に対し、もう一度清算するよう命じた。翌十七日、再度開いた審理において、青苗会首事による会費の「分肥」つまり着服という事実がなかったと確認できたとしながらも、今後の「青苗事務」については「莊主の楊獻章」に管理してもらう、という知県の決定が下された³⁸。資料の制限により不明の点もあるが、青苗会の現経営陣が潔白であったと証明されたものの、今後の事務担当から外され、いわば「全員解任」の形になってしまった。つまり、喧嘩両成敗のような結果であった。

事案B

同治四年（1865）、宝坻県尚節里馬各荘には青苗会による「看青」の責任範囲としての青苗園地が34頃29畝あり、青苗会首事は3人、つまり、「総辦」の田禄、「幫辦」の李兆祥と会計担当の劉徳新であった。その青苗会は、夏秋ごとに土地面積に応じて耕作する者から青錢を集め、それを使って人を雇い収穫前のパトロールをするのである。同治四年の秋、一畝あたり青錢180文を基準に関係者から会費を徴収したが、夏の青錢の繰り越しに合わせて、会費の残高は630吊410文であった。

しかし、村民の薄鳳祥は同年十月初九日に首事らを衙門に訴えた。彼は訴状のなかで首事と自称して、村の青苗園地38頃があり、一畝あたり青錢370文の基準で合計1,725吊の会費収入あったとして、責任者の田禄が清算せず着服したにちがいないと指摘した。知県は郷保に対し事実関係を究明し、仲裁するよう命じたが、原告被告がともに譲歩しなかったため、調停が不調に終わった。

十二月初六日、田禄は反論状を提出した。会費残高630吊410文から「看青人工賃、演劇酌神、修理廟工、起散会等事」に必要な619吊790文を差し引いて、残りは7吊740文あり、しかもすべて証憑書類としての「清單」があると説明したうえ、田禄は、薄鳳祥がそもそも看青を引き受けたいと要望したが、断られたのを受けて、青苗会の首事たちに対し不満を抱き、青錢を着服したという偽りの理由で訴えた、と薄鳳祥による訴えの経緯について説明した。村の青苗会事務について、青苗園地を決める際に、隣接する各村の首事も出席し、「各項の事務」を「公議」して決定したものであり、「自専」すなわち自分の独断はなかった、と。そして、会費の帳目の清算については、各村の首事が帳簿を出し合って清算し、「清單」も作ったと説明して、自

³⁸ 順天府档案、第155卷、第080-104。

分が金銭を着服したようなことはありえないと弁明した。最後、薄鳳祥が求めた会費の清算について、田禄は彼が会費を滞納した「事外之人」であり、そもそも清算の対象ではないと拒否の意思を示した。

これに対し、薄鳳祥側も反論した。彼は、村の青苗園地は38頃で、一畝あたり青銭335文で合計1,309吊の会費収入があり、ほかに「外荘帮貼銭」の280吊もあったとしたうえ、実際に使用したのは841吊で、残りの715吊はそもそも更夫と団練の費用に充てようと村全体で決めたが、田禄はそれに応じず、残りの金銭を着服した、と自らの主張を再度表明した。彼がここで述べた会費収入の額は十月初九日の提訴内容との食い違いがあった。

これを受けて、十二月十七日に知県が双方を出頭させ審理をした。その結果、青苗会現経営陣による着服がないことが認められたほか、原告の薄鳳翔に対し滞納した同治四年の青銭1,500文を完納するまで身柄を拘束する、という判断が下された。翌日の十八日、薄鳳翔の母親の薄張氏はその1,500文を田禄に渡し、十九日に「郷愚無知」の息子を釈放しようと知県に求めて認められた³⁹。このように、本案は原告側の全面敗訴の結果となった。

この二つの事案において、原告側は数字を出して、現経営陣が青苗会費を着服したと主張したが、いずれも認められなかった。資料の制限や学識の制限もあり、詳細の原因についてこれ以上追及することが難しいが、結果として青苗会内部の紛糾は公権力の介入により「解決」した。ここで、引き分けの結果になった事案Aについてもう少し言及したい。

事案Aの場合は、原告の楊宗起らと被告の青苗会首事たちの力関係がやや複雑であった。角甸荘の村民構成が分からないが、青苗会首事、

村の甲長と牌頭、および原告側の苗字から推測すれば、その村は単姓村ではなく、複姓村であった可能性が大きい。そのなかで、「莊主楊猷章」は村においてどのような存在だったのか、彼と原告楊宗起との間に如何なる関係があったのかが分からないが、同じ「楊」の一族のものであることに留意すべきと思う。次には、楊宗起が当初、青苗会の首事たちを提訴したきっかけは、青苗会首事の1人で、牌頭の父である許文奎の唆しであった。この点については、許文奎の「呈詞」があり、許文奎本人も訊問の場でこれについて否認しなかった。つまり青苗会首事の内部に楊宗起の提訴を支持し、彼を唆した者がいたに違いない。さらには、青苗会首事の楊讓は原告楊宗起の同族の兄弟であり、彼の供述によれば、楊宗起による一回目の提訴の際に、知県の清算命令を受けて、彼らは楊宗起とすでに清算をした、ということがわかる。しかし、のちの楊宗起による二回目の提訴という事実からすれば、彼はその清算結果を承服しなかったに違いない。いずれにしても、7人が構成する青苗会経営陣は一枚岩のようなものではなく、そのうちの2人が何らかの形で暗に楊宗起を応援した可能性があったと推測できよう。さらに、知県の決定にも注目しなければならない。それは、原告から指摘した汚点すなわち青苗会会費の着服がなかったと証明された「潔白」のはずの首事たちは、なぜか今後の事務担当を外されてしまうのか、という点であった。言い換えれば、落ち度がなかったにもかかわらず、理由なしで事実上の「解任処分」になってしまうこと自体が、村の真の権力者＝「莊主楊猷章」と知県との間に何らかの取引があったのではないかと考えられなくもない。

構成員各自の合理的打算に基づいて組織された青苗会の内部において意見の対立や利益の衝

³⁹ 順天府档案、第157卷、第026-040。金額はいずれも文

猷の原文による。

突があったのが不思議なことではなかった。問題は、「郷土社会」や「知人社会」と呼ばれる地縁の血縁的繋がり強い農村社会において、その関係者たちが如何にそうしたことを対処するのか、というところにある。上記の事案から見られる不満があった側は知県に対し相手側に不正があったとして提訴するのは、一般的なやり方であった。資料では確認できないが、「知人社会」という伝統中国の村社会のなかにおいては、場合によって自らの親族を相手取り訴訟をする、という可能性の存在を考えれば、提訴を踏み切るまでにおそらくさまざまな調停や話し合いもあったに違いない。私はここで、提訴を踏み切ったという点は重視すべきではないかと考えている。民間において親族の力を含む自らの力でトラブルの大半が解決できたと思うが、それ以外の未解決分について、公権力に対し、その「公正」な判断を求めるということは、公権力=国家権力を村社会のなかに引き込み、国家による関与を積極的に求めることでもあった。言い換えれば、国家による社会支配を自ら積極的に認め、そして協力していこう、という姿勢であった。この点は、青苗会の存立を支えたと考えられる。

三、青苗会の業務遂行と国家権力

青苗会の関係資料を読めば、「差務」「稟官」「送官司」という用語がよく見える。「差務」とは、役所の命令に従って従事した労務もしくは金銭や物品の提供であり、「稟官」と「送官司」とは、事情を官に報告し、その判断と裁可を仰ぐことであった。これらは、いずれも青苗会の本業である看青や関連事務の遂行にかかわる場合に使っていた用語であった。ここで、青苗会の本業すなわち看青の遂行、および異なる青苗

会同士に関係調整について見てみよう。

順天府档案のなかにこれまで紹介された青苗会に関するいちばん古い文献資料は、嘉慶十一年（1806）の宝坻県厚俗里西河務荘の看青契約である⁴⁰。

立攬字人袁天賜等今攬本莊青苗一園、包管無事、不致被人偷竊。言明工価小□錢六十千正。一包在內、上工使錢十五千、其余俟開園之日找足。自立會看起、至霜降日止。立字之日、晝夜巡察、不許賭錢、趕集。如被會中人撞見巡青人賭錢等□、巡青人情願罰工錢一半。如拿住莊中偷竊禾穗等類、必須按所偷竊物件鳴鐘議罰、□□不受者闔莊稟官。歎（簽）有憑拋、立字存照。

莊衆人等

史德全 史良佐 李漢公 李善府 史連輔

劉祥生 劉祥山 袁玉如 李昇安 劉選公

鄉保 袁天仲

嘉慶十一年七月初六日立

攬青人 閻玉山 劉頭亭 袁天賜

この契約書は郷保が立ち会いのうえ、「莊衆人等」と「攬青人」との間に、看青の範圍、時期、工賃（錢60千）、責任、罰則について取り交わしたものである。

その「莊衆人等」は青苗会のメンバーたちである可能性が高いと思う。「攬青人」の「攬」とは、「引き受け」という意味であるため、よって「攬青人」は看青の人々つまり契約書でいう「巡青人」を代表して、西河務荘の青苗会を交渉した人々であった。この意味からすれば、西河務荘の「青苗一園」つまり看青の範圍での巡視管理および盜賊の取締りを引き受けるのは「攬青人」の3人であり、彼らが「錢60千」をもって「巡青人」を雇い看青をさせたのであった。

嘉慶十一年の看青時期は、当の契約書が成立した日（「立字之日」）すなわち七月初六日から

⁴⁰ 順天府档案、第41卷、第001。未見。張思・周健前掲

論文より。

「霜降日」に至るまでであった。契約書には、この間、昼も夜も青圈を巡視し、賭博をしたり、市場に行ったりしてはいけない、という巡青人に対する職務規定が記載されている。それに違反した者に対し、「工錢」の半分に相当する額で罰金を科すことになる。窃盗をする者が拿捕されれば、鐘を鳴らして罰則を協議したうえ処罰を行う。青苗会の処罰に対し不服した者がいれば、「稟官」つまり衙門に身柄を差し出して訴えるのである。

この契約書には注目すべき点がある。それは、「稟官」という文言である。これまでの研究のなかで、農作物を盗んで拿捕された者に対し、青苗会がその責任で処罰を科す、というような説明が多かった。それは無論、間違っていない。しかし、この説明だけでは、青苗会はなぜそのような処罰を科すことができたかがやはりわからない。青苗会というのは所詮、その村に在住する民衆たちもしくは看青の土地を所有する人々の任意組織であり、それが持っている權威の由来、もしくはその權威を裏で支えるものとはなにかについての説明はほとんどなかった。その「稟官」という文言から、我々は青苗会側が積極的に官を自分たちの後ろ盾にして、官の權威を借りて自らの組織の力をより強いものにしようとする意思の存在を確認することができた。

異なる青苗会間の関係の調整も「官」に頼るケースもあった。

同じく西河務荘は嘉慶十五年（1810）に、橋頭荘ら14の村と一緒に「青苗勝会」と呼ばれる、小麦の豊作を祝うイベントを行うことについて合意した。同十八年（1813）三月初六日、当該年度の「青苗勝会」を行うための「合同」という合意文書は、15の村から61名の代表らによっ

て取り交わされた。その合意文書の本文は以下の通りである⁴¹。

有麦之年、素有拾麦之風。而無知匪徒、不端婦女藉此为由、下地任意採取偷盜、甚非美俗。茲十五莊於十五年公議、逢有（麦）之年、共立青苗勝会、願献神劇四台、如古報賽之意。其該莊辦会、周而復始。凡腔餽費用、按地畝股數均攤、各無二心。恐有生事不服者、復稟之於官。按莊合請告示、曉諭黎民。無事則喜其豐收、共慶樂租。有事則大家議罰、或送官司。必俟二麦登場、彼此之会、乃許開園。一莊有事、衆莊随之、不得不如其嚴也。至於拔麦之後、凡秋麦、莞豆尚屬白地、恐晚田苗、自忘速種。若小麦有苗、亦不得有力耕鋤、致掩麦穗、使人難以□去、須讓十天之外、乃許耕耘、不自亦當重罰。蓋立一大会、原係公道、存貧富有益、非徒合謀聚衆以勢人也。凡此□□於齊会之時、当面言明、共同如意、各無反悔。立一合同、大家存照。

罰例開列於後：

- 一、巡青人放一人拾麦、罰錢五千。
- 一、本家帶一人拾麦、罰錢十千。
- 一、遇官事不按股數出錢、罰劇一台。
- 一、有青苗速耘者、罰錢十千。

嘉慶十八年三月初六日 立合同人等
(以下省略)

この合同は「青苗勝会」のほか、麦の収穫後の耕起・整地の期間を規制しようとするものであった。つまり、二年二作あるいは二年三作のこの地域では、麦の収穫が開始してからの十日以内に耕起や整地をしないこと、巡青人が落ち穂拾い⁴²を許した場合の罰則などの合意内容である。官とのかかわりは「青苗勝会」の運営に

⁴¹ 順天府档案、第200卷、第084。未見。張思・周健前掲論文より。

⁴² 清水盛光『中国鄉村社会論』、第567-578頁。

関係部分にあった。15の村が持ち回りという形で「青苗勝会」の開催を担当するほか、それぞれの「地畝股数」に応じて演劇の費用を負担するとされている。これについて「生事不服者」、つまり負担金に関する紛糾を起こして不服する者がいれば、「稟之於官」つまり官側に報告してその判断を仰ぎ、官から「告示」をもって関係者に知らせる。ほかに、運営にかかわることがあれば、一緒に議論するが、場合によって「送官司」すなわち官に対しその裁可もしくは判断を求める。このように、紛糾解決の最後決定権を官に渡してその判断を仰ぐことがわかる。

このように、青苗会内部ないし異なる青苗会同士の紛糾解決に際して、いずれも積極的に国家権力による介入を要請したことがわかる。

そもそも、青苗会の創設にあたり衙門側がどのように関与したのかが分からない。しかし、上記の資料を読む限り、青苗会側が積極的に官の介入を求めていることが読み取れる。個人としての民衆と組織としての青苗会のこうした行為は、国家を社会に引き込もうとして、ルール違反者への最終処罰権、紛争処理権を衙門に委ねるものであり、言い換えれば、衙門＝国家の権威を再確認するかたちで承認したうえ、それに対する社会からの服従と協力を提供するものであった。

張思らは、このような合同が宝坻県刑房档案のなかにあるという事実について、官側がすでに青苗会組織を注目したと指摘した。档案という官文書の性格が無視できないが、私はこの点を見落としてはならないと考えている。青苗会組織は決して受け身的な存在ではなく、組織運営上の必要に応じて、積極的に国家の関与と介入を求めているのである。前近代中国においては、国家は社会支配を行うために、青苗会を合

むありとあらゆる利用できる組織を有効に利用していた。一方、青苗会というのは民間の合理的打算に基づく任意組織であり、里甲や保甲、ないし清代中期以降の郷約のような官制組織と異なった。官制組織の力の源は官にあり、もともと官の命令や国の政策によってつくられたものであり、郷約や保長らがその就任にあたり、官より委任状のようなものの交付を受けた⁴³。これに対し、青苗会は特定の目的により結成した組織であり、安定した財源もなければ、安定した組織運営の保証もなかった。そのため、「稟官」「送官司」とは国家権力を代表する地方官を盾に、安定した組織運営に努めることを意味するような行為であったと言えよう。

ほかに、「知人社会」、血縁的繋がり強い前近代中国の農村社会においても、内部紛争は付き物であり、それを維持すること自体が場合によって、その組織以外に位置する権威を借りる必要がある。青苗会が守るのが農作物であり、それに対し害を与えるのは、外部の人もいれば、内部の人たとえば青苗会関係者の親族もいる。このように、組織を機能させ、被害から関係者の財産を守るためには、より強い権威を借りて、それを後ろ盾に被害を対処する必要があった。そのより強い権威を求める方法の一つとしては、先ほどの述べた「稟官」であった。要するに、官という後ろ盾を積極的に利用することは、青苗会という組織が存立できた要訣の一つであった。

一方、国家権力を代表する地方官側にとって、青苗会組織を安定させることは、その組織による盗難防止をはじめとする社会秩序の安定につながり、結局、自らが負う統治責任の実現を支えるものであった。そのため、青苗会をめぐる対立を解決するに際して、地方官は青苗会

⁴³ 拙稿「在民の役」：『巴県档案』に見える郷約像：前近代中国の国家による社会支配の一側面、『東洋史研

究』、第74巻3期（特集：『巴県档案』に見る清代社会と地方行政）、2015年12月、第3-35頁。

組織の安定、および村落社会全体の安定を考えつつ、民間による調停が不調に終わった場合、諸般の事情を吟味し判断を下した。資料の残存状況により確認できない部分もあるが、先に紹介したい事案Bで見られたように、青苗会費を滞納した原告の身柄を完納されるまでに拘束を命じる、安定した青苗会経営に配慮する判決、または事案Aのように着服のないことが証明されたにもかかわらず、現経営陣を解任させ、その関連事務を「荘主」に担当させる判決、という2種類の、一見して共通性が見られない判決だが、青苗会組織に対し、地方官側がつねに絶対的な権威を持つことが読み取れる。言い換えれば、地方官は知県がその気になって青苗会を解散させたり、有志たちが選出した首事の人選を勝手に変更させたりすることもできた。こうしたことは、青苗会側が自ら「稟官」「送官司」を提起した背景でもあった。結局、衙門と民間組織（この場合は青苗会）という2つの力の作用により、地域社会の安定が保たれたことになったと考えられる。

こうした地域社会の安定、もしくは青苗会が地域社会を安定させようとする狙いは、国家の狙いと同一であったに違いない。しかし、それはイコール国家による社会支配をいつも無条件的に服従するとは言えない。自らの利益にかかわることであれば、国家による地域社会の介入を求めるのに対し、国家の財政賦役の要求に対し、怠慢したりする場合もあった。清代中期以後、青苗会は「差務」を担当するようになった⁴⁴。先の合同に「遇官事不按股数出銭、罰劇一台」という一文があり、その「官事」とは、物資の運搬、道路整備などがあり、そのため費用は、

事前に合意した「股数」で15の村で分担するのであった。合同のなかでそれに対する「罰劇一台」という罰則が設けられたこと自体が、国家の「差務」に対する青苗会の打算と対応を見ることができる。

咸豊初年頃、宝坻県厚俗里の西河務荘、張峰荘と黄辛荘ら9つの村の青苗会が「兵差並各雑差務」の分担について合意をした。咸豊五年(1855)の春、郷保の袁天保による何度もの催促があったにもかかわらず、分担金の指定通りに支払ったのは張峰荘青苗会(首事は徐俊如)だけであった。これに対し、黄辛荘青苗会首事の王瑞発は、拘束されない限り差務を負担しないと公言したため、西河務荘青苗会(首事は袁昌安)をはじめ、各青苗会は静観して差務をやらうとしなかった、という⁴⁵。このように、異なる村の青苗会の間に、役所に求められた差務の負担への対応に温度差があったことがわかる。こうした温度差があるということから、青苗会は究極的に国家権力の支配を服従するのがいうまでもないが、場合によって自らの利益を考えながら行動を決めることもあったと言えよう。ただ、最後に付け加えたいのは、郷保の袁天保はこうした一部の青苗会による差務への怠慢を衙門に報告する狙いは、知県による強制権の発動を求める一方、期限通りに差務を履行しなかった場合の責任逃れの口実作りというところがあったと考えられる。

四、むすびにかえて

昔も今の、個人と国家との間に様々な中間団体が存在している⁴⁶。この中間団体は、福武直

⁴⁴ 小田則子前掲1999年論文。

⁴⁵ 順天府档案、第89巻、第070。

⁴⁶ 岸本美緒「『市民社会』論と中国」、『歴史評論』527号、1994年、第56-72頁；のち『地域社会論再考 明清史論集2』（東京：研文出版、2012年）、第99-127頁；同

「中国中間団体の系譜」、『「帝国」日本の学知』第3巻（東京：岩波書店、2006年）、第253-291頁；同「近一百年日本の清代社会史研究—以中間団体論為中心」、『清史研究』、2015年2期、第27-40頁。

が言う社会集団と同義のものであると考えている。福武直は中国における社会集団を、「基礎的集団としての血縁的集団」（すなわち家族、同族集団と親族）と「派生的集団」に分類した。その後者については、彼は「地縁血縁の基盤の上に種々の政治経済文化等の社会的欲求に基づいて構成される集団」と定義し、「政治的な保甲と自衛団、経済的な錢会と合作社、宗教的な宗教会、その他特殊なる利害関心に基く集団等」の在り方を概観した。彼は、青苗会を「特殊利害集団」に分類したうえ、当集団の「結合の強度」については、「その会の性質によって強弱不定の集団」だと指摘した。なお、青苗会を含む社会の協同生活の性格について、彼は、「作物看視団体が村の行政機構でもあるという事実は、村落の協同が如何に消極的であるかを端的に暗示するもの」であるとし、その協同が「消極的性格打算的合理的な性格」を有すると説明した⁴⁷。

本文で述べたように、青苗会は中間団体の一つとして、有志中心の任意団体であり、その有志の大半は、一定面積の土地を持つ地主富農ないし自作農であったに違いない。そのうえ、青苗会による作物看視の活動時期は華北地域においては小麦収穫（「麦秋」）と秋の収穫（「大秋」）であるため、特定の目的を達成すればその役割が終わると言ってよい時間的季節的組織である。ゆえに、国家が作られた里甲、同族が作られた宗族、治安上の緊急事態に備える団練と違い、近代以後のものとはともかく、前近代中国における青苗会は、村民の支持を得たというより、衙門のお墨付きを積極的に求めて維持してきたものであった。

このように、前近代中国の青苗会は下記のような特性をもつものであると指摘しておきたい。

①青苗会は合理的打算により結成された任意

団体であり、その合理的的「理」については、構成員ごとに異なる解釈を行い、ひいては青苗会同士の間においても、その「理」に対し異なる認識を有すること。

②重層な合理的打算に基づく青苗会は、衙門に対し支持・仲裁・裁判・後押しを要請することを通して、その内外に対し、一定の権威を有し、一定の権限を行使しうること。

つまり、作物看視という目的を達成させるため、必要最小限の協同を行うという消極的で「打算的合理的な性格」をもつ青苗会は、対内的対外的強制力を強めるために、必要に応じて「稟官」か「送官司」のかたちで国家権力の関与を要請したのである。一方、国家権力、とりわけ治安や徴税などの職責をもつ州衙門側は、その青苗会による要請に応じる形で、社会の末端に自らの影響力を直接浸透させることができた。この意味で、青苗会が代表する「協同」「通力合作」は、国家による関与があつてはじめて成立できたと考えている。この点については、青苗会を構成する人々と国家権力を代表する州衙門側の共通認識であつたと言っても過言ではないだろう。

かつて、費孝通が中国社会の特質を「郷土社会」とし、その社会の秩序を「伝統」に基づく「礼治」によって維持される、と指摘したことがある⁴⁸。しかし、行論から見えてきたように、地縁的血縁的繋がり強い郷村社会に存在する青苗会のような組織は自身の維持や運営にあたり、「伝統」や「礼治」の作用があつたと思うが、その「伝統」や「礼治」を関係者たちの思う通りに機能させるためには、国家という強力な第三者の存在が必要であることがわかった。少なくとも青苗会の関係者はこの点についてしっかりと認識していた。要するに、国家のような後ろ盾

⁴⁷ 福武直『中国農村社会の構造』、第96-162、490-494頁。

58-65頁。

⁴⁸ 費孝通『郷土中国』（北京：人民出版社、2008年）、第

がなければ、青苗会の力だけでは治安や財産秩序の維持ないし自らの存立を維持することができない、ということが分かっているのであった。

なお、20世紀以前の中国の国家支配では、「自然村」に「完全に」浸透せず、「上層部」に対するのみ「直接権力」を行使するが、社会の下層部に対し、紳士を通して権力を「間接的に行使した」、という観点がある⁴⁹。そもそも、現在利用できる前近代中国の裁判関係文書の多くは、「自然村」というより夫婦喧嘩を含む家庭内紛争に対して行使した「直接権力」の存在を雄弁に証明するものであるに違いない。本稿で議論した青苗会による「稟官」も国家に対し「直接権力」の行使を求めた事例の一つである。このように、国家支配というものを論じるに際して、直接的なものか間接的のものかを「上層部」や「下層部」に対する使い分けのようなものとして予め想定するのではなく、歴史の事実に基づいて考えなければならない。

ところで、青苗会は前近代中国においてかなり普遍的に存在していたが、20世紀になって近代的行政機関に変身することができたのは華北地域にあった青苗会の一部のみであった。中国の近代化を考えるのに際して、このような変身ができた、あるいはできなかった理由はどこにあったのか、という問題については、他稿を期しつつ、しばらく筆を置く。

付記

原稿を注意深くお読み頂き適切な助言を頂いたことに対して、査読者および編集者に感謝する。

本研究はJSPS科研費JP17K03153の助成を受けたものです。

⁴⁹ Philip C. C. Huang (黄宗智) (葉漢明ら訳) 『華北の小農経済与社会変遷 / The Peasant Economy and Social

Change in North China』(北京、中華書局、1986年)、第229頁。